企業立地促進制度の概要

○ 京都市企業立地促進制度補助金

· 本社·工場等新増設等支援制度

製造業等を営む企業が本社機能を有する事業所・工場・研究所・開発拠点を新増設等する場合に、固定資産税相当額の補助金を交付するもの(最大3年分、最大1億円) 別途、埋蔵文化財発掘調査経費相当額の50%を補助(最大2,500万円)

市内初進出加算(本社・工場等)

本社・工場等新増設等支援制度の対象となる市外企業が、市内に初進出する場合に、 市内居住の常時雇用者数に応じて加算するもの(最大2年分、最大2,000万円)

・ 市内初進出支援制度(オフィス等の設置への補助) 市外企業が市内に初進出する場合に、市内居住の常時雇用者数に応じて補助金を交付するもの(最大2年分、最大2,000万円)

・ お試し立地支援制度

市外から市内に初進出を検討する企業が、試行的に京都市内のコワーキングスペース やシェアオフィス等を利用する場合に、利用料及び交通費に対して補助金を交付する もの(最大50万円)

○ 京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金

本市等の認定制度により認定された中小企業 (※) が事業所を新増設する場合に、 固定資産税相当額の補助金を交付するもの(最大3年分、最大1億円) 別途、埋蔵文化財発掘調査経費相当額の50%を補助(最大2,500万円) ※京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定企業、京都高度技術研究所オスカー認定企業、 京都市産業技術研究所「知恵創出"目の輝き"」認定企業

〇 京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金

・ 大規模テナントオフィスビル立地支援制度 京都駅南部地区及びらくなん鴨川以北において、延床3千㎡以上の賃貸用オフィス を新増設する場合に、固定資産税相当額等の補助金を交付するもの(最大1億円)

・ レンタルラボ施設立地支援制度

市内において、賃貸用のウェットラボを新増設する場合に、固定資産税相当額等の 補助金を交付するもの(最大1億円)